

閲覧用

第三期加美町まち・ひと・しごと 創生総合戦略 (案)

意見の募集期間

令和8年10月13日(火)から令和8年10月26日(月)まで

加美町企画財政課

目 次

第1章 改訂の趣旨・背景	3
第2章 全般事項	4
1 計画期間	4
2 第三次加美町総合計画との関係	4
3 第2期総合戦略の検証と継続	4
4 SDGs との関係	4
第3章 2065年に向けて加美町が目指すべき将来の方向	7
第1節 2065年の遠方目標	7
第2節 2065年の数値目標	7
第3節 遠方目標の実現に向けた基本姿勢	8
1 地方創生重点プロジェクト	8
2 検証を踏まえた検討の方向性	9
3 第3期における遠方目標の実現政策・施策	10
第4章 基本目標・具体的施策	13
□数値目標	14
□基本目標1 自然豊かで持続可能なまち	15
1 基本的方向	15
2 具体的施策	15
□基本目標2 誰もがずっと健やかに暮らせるまち	18
1 基本的方向	18
2 具体的施策	19
□基本目標3 安心して快適に暮らせるまち	23
1 基本的方向	23
2 具体的施策	24
□基本目標4 魅力と稼ぐ力を持つまち	28
1 基本的方向	28
2 具体的施策	29
□基本目標5 本当の学びを得られるまち	35
1 基本的方向	35
2 具体的施策	36

□基本目標 6 協働と自立ができるまち	41
1 基本的方向	41
2 具体的施策	41
第5章 事業推進体制・評価検証方法	43
重要業績評価指標	47

第1章 改訂の趣旨・背景

町では、人口減少問題と併せて、本町が直面する諸課題への対応を目的に、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づく「加美町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「加美町版総合戦略」。）を平成27年10月に策定しました。

加美町版総合戦略では、第1期（平成27年度から令和元年度）、第2期（令和2年度から令和8年度）の二期12年にわたり、町の最上位計画である総合計画と一体的に、地方創生の取組を推進してきました。

国でも、第1期（平成27年度から令和元年度）・第2期（令和2年度から令和6年度）と「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、地方創生の取組を進めてきました。その後、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和5年12月26日閣議決定。）を策定し、デジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化という新たな視点を加えて、地方創生を進めていくこととしています。さらに、地方創生2.0基本構想（令和7年6月13日閣議決定。）では、これまでの人口減少に歯止めをかけるための取組から、人口減少が続く事態を正面から受け止め、社会・経済が機能するような対応策も講じることとし、『「強い」経済』、『「豊かな」生活環境』、『新しい日本・楽しい日本』を日本の目指す姿として掲げています。この基本構想を基準に、「地方創生に関する総合戦略～これまでの地方創生の取組のフォローアップと推進戦略～」（令和7年12月23日閣議決定。）（令和7年度から令和11年度）が策定され、将来の社会変化を踏まえながら、「強い経済」の実現に力点を置いた地方創生の全体戦略「地域未来戦略」の策定に取り組んでいます。

町においても、地方創生の核となる人口減少・少子高齢化対策、持続可能な地域社会づくりなど現代社会を取り巻く諸課題を解決し、デジタルの力も活用しながら、魅力的な地域づくりをより一層進める必要があります。

このため、令和9年度を始期とする第3期加美町版総合戦略を策定し、引き続き地方創生に取り組み、「第三次総加美町合計画」と一体的に進め、多様な主体との連携・協働を通じて持続可能な地域社会の構築を推進してまいります。

第2章 全般事項

1 計画期間

国のまち・ひと・しごと創生長期ビジョン（平成26年12月27日閣議決定）を踏まえ、2065年に向けて加美町が目指すべき将来の方向性を本書及び加美町人口ビジョン（令和2年3月改訂）に示します。

また、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略（平成26年12月27日閣議決定。以下「総合戦略」。）及び「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和5年12月26日閣議決定。）、地方創生2.0基本構想（令和7年6月13日閣議決定。）、地方創生に関する総合戦略～これまでの地方創生の取組のフォローアップと推進戦略～（令和7年12月23日閣議決定。）を踏まえ、かつ「第三次加美町総合計画」との一体的推進も考慮し、計画期間は令和9年度から令和13年度までの5年間とします。

2 第三次加美町総合計画との関係

町の総合計画において「自然豊かで持続可能なまち」、「誰もがずっと健やかに暮らせるまち」、「安心して快適に暮らせるまち」、「魅力と稼ぐ力を持つまち」、「本当の学びを得られるまち」、「協働と自立ができるまち」という6つの施策の大綱を定め、様々な取組を行っています。この総合計画は、保健福祉や教育、環境保全、災害対応なども含めて、第2期の加美町版総合戦略（以下「第2期総合戦略」）より幅広い政策分野を網羅しており、地方創生の取組を包含していることから、第3期の加美町版総合戦略（以下「第3期総合戦略」）は、第三次加美町総合計画に包摂され、他の計画等と有機的な連携を図りながら整合を図っていきます。

3 第2期総合戦略の検証と継続

第3期総合戦略は、第2期総合戦略の効果を検証し、社会情勢の変化に機敏に対応するため新しい視点を取り入れながら、特に、加美町の将来像として掲げている「住民満足度100パーセント、日本一の加美町」を目指して、「雇用の創出」「子育て支援の充実と教育力の向上」「高齢者及び弱者に対する福祉施策の充実」の深化を図ります。

4 SDGsとの関係

平成27年9月に国連で採択され、世界が合意した「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals＝SDGs）」は、全世界の共通課題である、貧困や不平等・格差、テロや紛争、気候変動など様々な課題を2030年までに解決

し、「誰一人として取り残さない」世界の実現を目指すために、17の目標を設定しています。(図1)

今後は、このSDGsを原動力とした地方創生の推進に向け、民間企業、金融機関などの多様なステークホルダーと連携を促進していきます。



図1 SDGs (持続可能な開発目標)

- 目標1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
- 目標2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
- 目標3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- 目標4 すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
- 目標5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
- 目標6 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
- 目標7 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
- 目標8 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
- 目標9 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
- 目標10 各国内及び各国間の不平等を是正する
- 目標11 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

- 目標 1 2 持続可能な生産消費形態を確保する
- 目標 1 3 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
- 目標 1 4 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
- 目標 1 5 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
- 目標 1 6 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
- 目標 1 7 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

(出典：外務省仮訳)

第3章 2065年に向けて加美町が目指すべき将来の方向

第1節 2065年の遠方目標

半世紀後の姿を予測することは非常に難しい側面がありますが、より遠くの「道しるべ」を見据えることによって、将来に向けて、今、私たちが果たすべき役割をより明確にし、状況の変化にも柔軟に対応しながら、着実に歩みを進めていくことが可能となります。

加美町では、「第三次加美町総合計画」で、まちづくりの基本理念「自然・食といった長所を生かしたまちづくり」「伝統、文化、歴史をいかしたまちづくり」「新しい未来が開くまちづくり」「働く世代が安心して仕事・子育てができるまちづくり」「高齢者や弱者が穏やかに暮らせるまちづくり」「町民の皆さんが、活気に満ち、互いを思い、声が届くまちづくり」を目指しています。その実現に向け、「自然豊かで持続可能なまち」、「誰もがずっと健やかに暮らせるまち」、「安心して快適に暮らせるまち」、「魅力と稼ぐ力を持つまち」、「本当の学びを得られるまち」、「協働と自立ができるまち」の6つの将来像を設定しています。

この将来像の実現に向け、直面する人口減少への対応のため、自然減対策と社会減対策をバランスよく展開していくことが重要です。町民の結婚・妊娠・出産・子育ての希望を実現することで自然増につなげ、また、移住を促進するとともに、地域の特性に応じた産業を育て、若い世代の経済的安定を支える雇用や起業を創出することで社会増につなげていきます。

このような状況を踏まえ、2065年の遠方目標として「第三次加美町総合計画」の重点プロジェクトである「雇用の創出」「子育て支援の充実と教育力の向上」

「高齢者及び弱者に対する福祉施策の充実」を掲げ、これらを実現することにより、全体として「住民満足度100パーセント、日本一の加美町」を目指します。

第2節 2065年の数値目標

平成15年の合併以降に実施された国勢調査によると、本町の人口は27,212人（2005年国勢調査）をピークに減少し、21,943人（2020年国勢調査）まで落ち込んでいます。さらに、国立社会保障・人口問題研究の日本の地域別将来推計人口（2018年/平成30年推計）では、2065年の人口は7,704人になると想定されています。人口の減少は、高度経済成長期以降、加速度的に進んでいます。都市部での雇用機会が増大したことに加え、情報社会の進展により富や情報を求めて都会に若者が流出し、担い手不足による基幹産業の農業の衰退にも繋がっています。また、人口の減少が出生数の減少につながるなど負のスパイラルを招いています。

将来にわたり持続可能なまちづくりに向け、これからの5年間で、地方創生の

取組を推進し、出生率の向上や転入者の増加等を図り、急激な人口減少に歯止めをかけていくことを目指します。

具体的には、国が示した日本全体で2060年に人口1億人を維持するとした考え方を勘案し、国立社会保障・人口問題研究所の推計をベースとした推計人口より7千人多い、町内総人口1万5千人を目指します。

第3節 遠方目標の実現に向けた基本姿勢

1 地方創生重点プロジェクト

第1期及び第2期総合戦略において、町の人口減少対策を最重要課題に位置付け、横断的・重点的な施策の展開に取り組んでまいりました。第1期・第2期で重点的に取り組んできた施策を深化させ、さらなる充実を図り、第3期総合戦略においても、「雇用の創出」「子育て支援の充実と教育力の向上」「高齢者及び弱者に対する福祉施策の充実」を基本目標として、引き続き、取り組んでまいります。

(1) 雇用の創出

エネルギー・食料・木材などの地産地消を進め、地域内における雇用やお金の循環を生み出すとともに、観光資源を活用した人とお金の流入するまちづくりを進めます。また、農産物や木材などの販路拡大、新技術や担い手等の育成など、各種対策により、持続可能な農林業経営と農村集落の維持を図ります。

①地域エネルギー資源の活用

豊かな地域資源を活用した循環型社会の構築を図り、各種再生可能エネルギーの導入によるエネルギー自給社会を目指します。

②地元木材の利活用

公共施設や民間での地元材の積極的な活用を推進し、森林の環境整備や地元材を安定供給する体制づくりを図ります。

③観光資源の活用

温泉施設などの有効活用を図るとともに、商店街の拠点施設整備や「自然環境」「食」「アクティビティー」「伝統文化」を最大限活用し、地域の観光資源を連携、活用することで交流人口の増加に努め、観光の振興を図ります。

④特産品開発・販売促進

起業支援を含む農業の6次産業化を推進し、農商工学連携による新たな特産品の開発や販路の拡大、農産物の認証制度を活用した産業の振興に努めます。

(2) 子育て支援の充実と教育力の向上

実効性のある少子化対策に取り組み、町を挙げてこどもや子育て世帯を応援

するとともに、こどもたちが夢や目標を持ち、生きる力や必要な学力を身に付け、自己実現できることで、たくさんのこどもたちの笑顔に会えるまちづくりを進めます。

①学校教育の充実

幼少期を生涯にわたる人格形成の基礎を養う時期＝「学ぶ土台づくり」の推進、「確かな学力」、「豊かな心」、「健康な体」の育成、「魅力ある学校づくり」の推進を図ります。

②子育て支援の拡充・充実

第1子からの祝金支給や高校までの医療費無料化、未利用町有地を活用した宅地分譲、成長に応じた教育・保育サービスの提供などにより子育て世代を支援し、子育てと仕事・社会生活のバランスを保ち、安心してこどもを産み育てられるまちづくりを進めます。

③国際交流の充実

友好姉妹都市との交流事業や近隣の日本語学校生徒との交流など、こどもたちに国際交流の機会を与え、好奇心や広い視野を育むとともに、英語をはじめとする語学学習の意欲を高める環境づくりを進めます。

④移住・定住の促進

町外に積極的に情報を発信し、首都圏などからの若者や子育て世帯の移住・定住に取り組みます。

(3) 高齢者及び弱者に対する福祉施策の充実

誰もが健康で心豊かに暮らせる社会を目指し、生きがいを感じられるとともに、住み慣れた地域で自分らしい生活を送れるまちづくりを進めます。

①健康習慣の確立

住民が、日ごろの運動やバランスの取れた食習慣の大切さに気づき、元気に生活できるよう楽しい健康習慣の確立を目指します。

②生きがいづくりの推進

ボランティア活動やNPO活動の支援、文化・スポーツ活動の推進など、生きがいづくりに取り組みます。

③地域包括ケアシステムの確立

高齢者が安心して地域で暮らせるよう、医療関係者や介護事業所、ボランティアなどとの連携を深めて地域包括ケアシステムの確立を目指します。

2 検証を踏まえた検討の方向性

第3期総合戦略においては、第2期総合戦略の検証を踏まえ、本格的な実施と成果の横展開を進めるべきものと、さらに改善・強化すべきものを明確にして取

組を進めます。横展開に当たっては、事業の結果だけでなく取組のプロセス等に
応じたより丁寧な取組を展開するものとします。

(1) 「まち」「ひと」「しごと」の好循環

国の総合戦略においては、まず「しごと」を起点とし、地方の「しごと」が
「ひと」を呼び、「まち」が活性化することを基本戦略としてきました。現在
の課題の解決に当たっては、「まち」「ひと」「しごと」の好循環を確立するこ
とが求められていることから、地域資源を活かした「しごと」を起点とする
ことに合せて、「ひと」起点、「まち」起点という多様なアプローチを柔軟に行
うこととします。

(2) 5つの政策原則・3つの政策目標

国では、地方創生を確実に実現するため5つの政策原則（「自立性」「将来
性」「地域性」「直接性」「結果重視」）を引き続き重要な考えと位置づけ、さら
に「連携」の位置づけをより明確化していくこととしています。また、地域住
民を巻き込んだ産官学金労言士をはじめとする多様な関係者との連携、政策
間連携、地域間連携を進めるとしています。また、「自立性」については、
Society5.0の実現に向けた社会実験等を推進しており、本町も国の政策原則
に基づき、関連する施策を展開していきます。加えて、新たに3つの政策目
標（「強い経済」「豊かな生活環境」「選ばれる地方」）が国から示されており、
総合戦略全体の実行性を高めながら、施策を展開する必要があります。

3 第3期における遠方目標の実現政策・施策

国の地方創生 2.0 基本構想などを踏まえ、遠方目標の実現のための政策・施策
を企画立案し、推進していきます。

(1) 地方へのひと・資金の流れを強化する

・将来的な地方移住にもつながる「関係人口」の創出拡大

第1期及び第2期で取組んでいる地方移住を直接促す取組に加え、地域課
題の解決や将来的な地方移住に向けた裾野を拡大するため、サテライトオフ
イスの開設と利用者及び利用企業の誘致の促進、テレワークの推進、産学連
携のインターンシップ、魅力的な高校づくりによる地域留学の推進など、特
定の地域に継続的に関わる「関係人口」の創出・拡大に取り組みます。

・企業や個人による地方への寄附・投資等による地方への資金の流れの強化

地方創生を進めるためには、熱意と意欲のある取組を進めるための資金が
必要であることから、志のある企業や個人による地方への寄附・投資等によ

る積極的な関与を促し、地方への資金の流れを強化します。

（２）新しい時代の流れを力にする

・ 地方と世界の繋がり

海外の友好姉妹都市と、教育や文化、観光、産業、防災など多様な分野で協力し、深化に取り組みます。双方向の交流を通して、友好姉妹都市をはじめとする中間層・富裕層の消費や観光の需要の高まりが見通されることから、世界と結びつく機会を積極的に捉えていきます。

・ Society5.0 の実現に向けた技術の活用

未来技術は、少子高齢化・人口減少の課題の最前線にある地方においてこそ、ピンチをチャンスに変える力を持っています。各々の地域特性に応じて有効に活用することで、単に直面する課題に対処するだけではなく、モノやサービスの生産性や利便性を飛躍的に高め、産業や生活等の質を大きく変化させ、魅力を向上させるものと期待されることから、未来技術を横断分野として位置づけ、推進していきます。

・ S D G s を原動力とした地方創生

第３期の地方創生においても、持続可能な開発目標（S D G s）の理念（「誰一人取り残さない」社会の実現）を踏まえ、S D G s を原動力とした地方創生の推進に向け、民間企業や金融機関などの多様なステークホルダーにおける一層の浸透・主流化を図り、経済・社会及び環境の統合的向上に取り組めます。

・ デジタル技術を活用した地方創生

デジタル技術を活用しながら、様々な分野の地域課題解決に向けた施策に取り組んでいきます。

（３）人材を育て活かす

・ 地方創生の基盤をなす人材に焦点を当て、掘り起こしや育成、活躍を支援

地方創生は息の長い政策であり、中長期的にこれを支える人材が不可欠です。このため、地方創生の基盤をなす人材に焦点を当て、その掘り起こしや育成、活躍を推進する「人と仕事の知産地消」を地方創生の重要な柱と位置づけ、取組を強化します。

（４）民間と協働する

・ 地方公共団体に加え、N P Oなどの地域づくりを担う組織や企業との連携

第２期の地方創生においても、企業や住民、N P Oなどの民間の主体が地域づくりを担う好事例が増えてきたことから、民間の主体的な取組と連携を

強化し、地方創生の深化を図ります。

(5) 誰もが活躍できる地域社会をつくる

- ・女性、高齢者、障がい者、外国人等誰もが居場所と役割を持ち、活躍できる地域社会を実現

人口減少や少子高齢化が進行する中で、活気あふれる地域をつくるためには、女性、高齢者、障がい者、ひきこもり、外国人など誰もが居場所と役割を持ち、活躍できる地域社会を実現することが重要です。一人ひとりが、個性と多様性を尊重され、家庭で、地域で、職場で、それぞれの希望がかない、それぞれの能力を発揮でき、それぞれが生きがいを感じながら暮らすことができる地域社会の実現に向け、共助、互助の考え方も踏まえ、様々な人々と交流しながらつながりを持って支え合うコミュニティの形成に取り組みます。

(6) 地域経営の視点で取り組む

- ・地域の経済社会構造全体を俯瞰して地域をマネジメント

東京等との地域格差の改善に向け、地域における魅力的で多様な雇用機会の創出と所得の向上を実現するためには、地域経営の視点を持ち、地域の経済社会構造全体を俯瞰して、中長期的なビジョンに基づく地域マネジメントに取り組む必要があります。地域における産業連関を分析し、地域経済を牽引する企業の競争力の強化や中小企業の生産性向上、ストックの活用など地域の強みを最大限に活用して地域外市場から稼ぐ力を高め、域内において効率的な経済循環を創り出します。

(7) 選ばれる地域づくり

- ・住民満足度 100 パーセントのまちへ

若者や女性の町内定着・還流を促すためにも、学ぶ場所、働く場所、生きる場所として「選ばれる地域」にしていかなければなりません。「幸せ」の感じ方は人それぞれであり、生き方や働き方、価値観の多様化につれて、求める「幸せ」も一層の多様化が進むことが予想されます。町民の一人ひとりが加美町に生まれて良かったと思えるような、また加美町に移り住みたい・遊びに行きたい、加美町で働きたいと考え、さらには町外から加美町を応援したくなるなど、加美町に関わる全ての人が加美町に「幸せ」を実感でき、満足できる地域を目指します。

（８）これからの時代を生き抜く力の育成

・確かな学力とこどもたちの生きる力を育む

幼児期に家庭や地域の人々など、様々な人に愛情を持って関わってもらうことが、幼児期の豊かな体験となり、地域への愛着や誇りを持つ基盤となります。また、こどもたちが自然と触れ合うことで非認知能力である「生きる力」を育むことができます。こどもたちが地域で活躍する場をつくることで、自己肯定感も育まれます。こどもたちの健やかな成長のためにも、保育所や幼稚園、学校、家庭、地域がそれぞれの役割と責任を自覚し、地域全体での教育体制を構築していく必要があります。

それぞれの学校段階において地域の活動に積極的に参画させ、地域課題の解決に取り組む学習を通じて、「確かな学力」を構成する思考力・判断力・表現力を育成し、また、様々な専門知識や能力を持った地域人材との関わりを通して、将来を生き抜くこどもたちの幅広い知識・能力を養います。

第4章 基本目標・具体的施策

2065年に向けて加美町が目指すべき将来の方向を踏まえ、加美町における地方創生のための今後5年間の基本目標については、「1 自然豊かで持続可能なまち」、「2 誰もがずっと健やかに暮らせるまち」、「3 安心して快適に暮らせるまち」、「4 魅力と稼ぐ力を持つまち」、「5 本当の学びを得られるまち」、「6 協働と自立ができるまち」の6つを柱とし、具体的施策を推進していきます。

その推進にあたり、前章に記載する遠方目標の実現に向けた基本姿勢を踏まえながら、共生社会に適応したユニバーサルタウンの形成や住民自治を推進するコミュニティ戦略など持続可能な地域づくりにおける重点事項について関係機関と連携を図りながら各種支援制度等を積極的に活用して取り組みます。

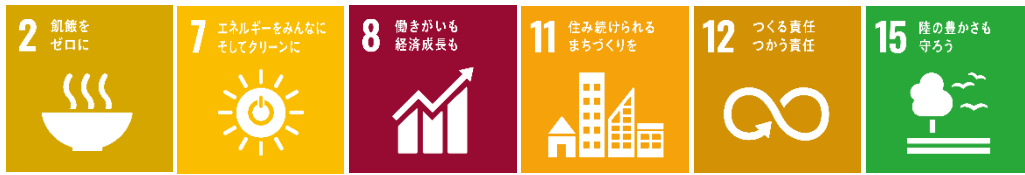
人口減少社会という課題に処方する地方創生の取組を通して、加美町に生まれ育った方々が生きがいを持って町内で安定した生活ができるよう町内における雇用の場を確保・創出してまいります。首都圏や仙台都市圏をはじめ町外から加美町に移住を希望される方々が、円滑に移り住むことができるよう、積極的な情報提供や必要な支援を行うとともに、なお一層の受入環境の整備に努めます。結婚・出産・子育てに関して切れ目ない総合的な支援に努めていくほか、こどもを生み育てやすい地域づくりに取り組みます。そして、町内各地域において、誰もが安心して暮らせるよう地域交通の最適化や都市機能整備を進め、持続可能で多様な地域づくりを進めます。地域の課題解決のための持続的な取組体制の確立に向け、生活集落圏を対象とする地域運営組織の形成を支援します。また、地域外の人が多様な形で特定の地域や取組に継続的に関わる関係人口を創出し、地域の内発的発展に取り組みます、

なお、加美町における地方創生のための今後5年間の数値目標と具体的な施策等は以下の通りです。

数値目標

加美町の人口（2031年度）	20,000人
年少人口（0～14歳）	2,400人
生産年齢人口（15～64歳）	10,000人
老年人口（65歳以上）	7,600人

基本目標 1 自然豊かで持続可能なまち



1 基本的方向

(1) 自然環境の保全と活用

町民と行政が協働しながら、森林、農地、水辺空間などの豊かで多様な自然環境とその多面的な機能を将来にわたり守り育て、活用していきます。また、豊かな森林空間を活用したレクリエーション空間の維持保全や環境学習活動の機会を創出するとともに、ネイチャーポジティブ（自然再興）・町民の環境美化・自然愛護の意識醸成や取組を充実させていきます。

(2) 脱炭素に向けたまちづくり

「再生可能エネルギー等の利用促進」、「町民・事業者の省エネ行動の推進」、「地域環境の整備及び改善」、「循環型社会の形成」等の施策を実行し、2030年度に温室効果ガス排出量を2013年度比で50%削減、2050年度のカーボンニュートラル（実質ゼロ）の実現を目指します。また、学校や地域、職場などにおける環境学習機会の充実を図り、環境に対する意識の普及啓発を推進します。

(3) まちなみ・農村景観の保全

町民や地域コミュニティ、行政等が共通の認識を持ち、協働して「自然と共生し、人のなりわいと暮らしが見える加美町らしい景観」を守り育てる活動に積極的に取り組んでいくため、啓発活動を実施していきます。また、景観の保全に向けた活動も含め、協働の景観まちなみづくりを進めていきます。

(4) 循環型社会の構築

町民・事業者に対する環境意識啓発活動を推進するとともに、ごみ分別の徹底と減量化・再資源化に向けた広報と意識啓発に取り組みます。また、町民、事業者、行政が協力して良好な環境を維持し、関係機関と連携した監視体制を強化して、不適正な処理の未然防止に努めます。さらに、長期的・総合的な視点に立ち、廃棄物の排出抑制、資源の循環利用、廃棄物の適正な処理を推進し、環境への負荷が少なく持続的に発展する町を目指します。

2 具体的施策と重要業績評価指標（K P I）のイメージ

（１）自然環境の保全と活用

①自然愛護運動の推進

- ・小中高生の自然愛護教育の充実、自然愛護キャンペーン等の実施
- ・自然愛護活動団体育成の支援
- ・町民による美化活動への支援

②豊かな水辺空間の維持

- ・河川公園、親水空間等の整備
- ・水生動植物にやさしい環境整備
- ・河川の水質維持活動の推進

③森林保全・管理の推進

- ・千古の森等の保全と活用
- ・適正な保育管理・整備及び更新の推進
- ・広葉樹林の適正な維持管理及び新たな利活用に向けた検討

④森林空間活用の推進

- ・キャンプ場等施設の維持管理
- ・登山道、湿原木道の維持管理
- ・生活環境保全林の利用促進
- ・白沼や長沼等の森林余暇施設の広報活動の推進

⑤環境保全活動の推進

- ・環境基本計画に基づく良好な環境の保全と創造の推進
- ・健全な生態系の回復と保全への取組の推進

（２）脱炭素に向けたまちづくり

①再生可能エネルギーの利用促進

- ・（株）かみでん里山公社を活用した電力の地産地消の推進
- ・地産地消型太陽光発電システムの導入促進
- ・その他の再生可能エネルギーの導入検討

②町民・事業者の省エネ行動の促進

- ・町民・事業者の省エネ行動の促進
- ・省エネルギー機器の普及拡大
- ・住宅・建築物の省エネ化推進
- ・脱炭素型ライフスタイル※の推進

③地域環境の整備及び改善

- ・電動車の普及促進

- ・公共交通機関の利用促進
- ・物流の低炭素化推進
- ・森林整備と木材の地産地消の推進

④環境学習・教育の推進

- ・環境に対する意識の普及啓発活動の推進
- ・地域、学校、職場などでの環境学習機会の充実とイベント等の開催

(3) まちなみ・農村景観の保全

①加美町協働の景観まちづくりプランに基づいた景観づくり

- ・「加美町協働の景観まちづくりプラン」の基本理念の周知と定着の促進
- ・まちなみ景観の保全や整備の推進
- ・景観整備を推進する活動に対する支援
- ・町民の景観に対する意識の啓発
- ・歴史的建物、歴史的まちなみの保全や周辺環境の整備推進

②地域美化活動の推進

- ・各地域で実施されている美化活動などへの支援
- ・町民清掃デーなどの取組の推進

(4) 循環型社会の構築

①循環型社会の形成

- ・大崎地域広域行政事務組合や民間事業者との連携による適切な廃棄物処理
- ・ごみの減量化の促進
- ・食品ロスの削減
- ・資源循環の促進
- ・ごみ分別マニュアルの作成
- ・ごみ分別の徹底と再利用の推進
- ・ごみ減量化に係る広報と活動支援
- ・循環型社会に関する学習や教育・啓発活動の推進

②不法投棄対策の推進

- ・不法投棄根絶活動の推進
- ・安定型最終処分場と一時ストック場の確保の検討

基本目標 2 誰もがずっと健やかに暮らせるまち



1 基本的方向

(1) 子育て支援の充実

新たに設置したこども家庭センターにおいて、母子保健と児童福祉の両機能の一体的な相談支援を図るとともに、社会全体でこどもを健全に育成できる環境や仕組みづくりを推進します。また、こどもやその家庭のニーズに寄り添い、こどもの心身の健全な発達が実現されるような環境の整備や、児童虐待の防止、困難を抱えるこどもや家庭への支援等の充実を図ります。さらに、成長に応じた教育・保育サービス提供の充実を図るとともに、地域のニーズに応じた切れ目のない子育て支援を、質・量両面にわたり総合的に推進します。放課後児童クラブについては、児童が安全に楽しく過ごせる居場所を確保し、保護者の様々な就労形態にも対応することで、安心して子育てと仕事の両立ができる環境づくりを継続して実施していきます。加えて、若者や子育て世帯が定住できる住環境の整備や、子育て家庭が安全で安心して子育てできる生活環境づくりを推進するとともに、子育てと仕事・社会生活とのバランスが保てるよう、働きやすい職場環境づくりを促進します。単なる「子育て支援」に留まらない、長期継続かつ充実した子育て支援施策は、加美町への移住・定住の促進といった人口減少対策にも繋がることから期待できるため、住宅支援や雇用の場の確保、学校教育等の充実とあわせ、庁内横断・総合的な展開を図ります。

(2) 健康づくりの推進

自分の健康は自分で守るという健康意識を高め、町民一人ひとりの心身の健康づくりを支援するとともに、生涯を通じた総合的な保健・疾病対策に取り組むことにより、健康寿命の延伸を図ります。また、生活習慣病を予防するため、食生活の改善や運動習慣の定着等による一次予防対策とともに、症状の重症化や合併症の発症を予防する対策を推進していきます。さらに、健康づくりに関する団体や事業所等との連携・協力に努め、町ぐるみで町民の健康づくりに取り組みます。加えて、健康増進のための効果的な保健事業等の推進に係る「加美町国民健康保険データヘルス計画」等に基づき、医療費の適正化を図っていきます。

（３）医療体制の充実

町民が必要な時に最適な医療が受けられるよう、医療と行政の連携による地域医療の充実を図ります。

（４）高齢者福祉の充実

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を続けていくことができるよう、また、高齢者の社会参加と生きがいつくりの下支えとなるよう、より一層、高齢者の自立支援と介護予防・重度化防止に向けた取組を推進します。また、介護・予防・医療・生活支援・住まいを一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の充実・深化に向けた取組や、高齢者を地域ぐるみで助け合い・支え合いながら安心して暮らし続けていける、「地域で支える福祉」環境づくりを目指します。さらに、高齢者のもつ知恵や技の積極的活用ができるよう、シルバー人材センター に対する支援などを進めます。

（５）障がい者（児）福祉の充実

障がいを持つ方を自らの決定に基づき社会参加する主体としてとらえるとともに、障がい者施策の検討及び評価にあたっては、障がいを持つ方が意思決定過程に参画することとし、その視点を施策に反映させます。また、障がいを持つ方の自立及び社会参画の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、差別の解消、社会のあらゆる場面における合理的配慮やアクセシビリティ※の向上に向けた取組を推進します。さらに、障がいを持つ方がライフステージを通じて適切な支援を受けられるよう、保健・医療・福祉・教育・雇用などの各分野の連携のもと施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。また、障がい特性、障がいの状態、生活実態などに応じた個別的な支援の必要性を踏まえて実施します。

（６）地域福祉の充実

町民主体の地域福祉の実現を目指して、地域で相互に助け合う地域福祉の充実を図るため、地域の実情を踏まえながら、町民相互扶助の体制や権利擁護、人材育成や福祉教育を推進します。

また、福祉団体やボランティア、NPOなど地域福祉に関わる組織を支援し、地域福祉活動の充実を図ります。

２ 具体的施策と重要業績評価指標（KPI）のイメージ

（１）子育て支援の充実

①妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援の充実

- ・安心して妊娠、出産できる体制の推進
- ・こどもの健康づくりの推進
- ②こどもが健やかに成長できる環境整備の推進
 - ・就学前の教育・保育の充実
 - ・多様な保育サービス体制の充実
 - ・児童の健全育成の推進
- ③支援を要する児童への対応などきめ細かな取組の推進
 - ・障がいのある児童等への支援の充実
 - ・児童虐待防止・DV※等への対応
 - ・ひとり親家庭・貧困家庭への自立支援
 - ・ヤングケアラーの把握・支援
- ④地域における子育て支援
 - ・地域子育て支援センターの充実
 - ・子育て支援の充実
 - ・地域子育て支援のネットワークづくり
- ⑤子育てにやさしい環境づくり
 - ・安心して遊べる公園や生活環境の整備
 - ・仕事と子育ての両立の支援
- ⑥県や民間と連携した出会いの場や情報の提供
 - ・ふれあい交流事業の推進
 - ・結婚に関する情報提供や相談等の充実

(2) 健康づくりの推進

- ①生活習慣病予防対策の充実
 - ・一般健康診査、特定健康診査、特定保健指導の実施
 - ・健診事後指導の充実
 - ・生活習慣病予防の啓発にかかる健康教育、保健活動の充実強化
 - ・健康意識の醸成と健康づくりの推進
 - ・関係機関との連携による生活習慣病予防の推進
 - ・分煙・禁煙対策の推進
 - ・身体活動の向上
 - ・適正飲酒の推進
- ②食育の推進
 - ・食を通じた健康づくりの推進
 - ・安心安全な地産地消の推進

- ・食を大切にする心の育成
- ・みんなで支える食育の推進

③歯科保健対策の充実

- ・歯科健康診査の実施・指導の強化
- ・歯科健康教育の充実
- ・関係機関との連携による歯科保健の推進

④がん予防対策の推進

- ・各種がん検診事業の実施
- ・がんの一次予防の啓発推進
- ・がんに関する相談窓口の周知

⑤こころの健康づくり対策の推進

- ・メンタルヘルスに関する啓発活動の推進
- ・相談窓口の周知及び相談体制の強化
- ・自殺対策を支える人材の育成

⑥感染症対策の充実

- ・感染症発生動向に関する情報提供
- ・感染症の正しい知識の普及と蔓延防止対策
- ・適正な予防接種の推奨
- ・関係機関との連携による管理指導体制の強化

(3) 医療体制の充実

①地域医療の充実

- ・休日の昼間・夜間における急患診療、救急医療体制の充実
- ・適正な医療体制の確保
- ・災害や新興感染症※の拡大時における医療体制の充実
- ・医療従事者養成校への支援

②関係機関との連携

- ・医師会、歯科医師会、薬剤師会との医療体制の連携強化
- ・県、保健所、近隣自治体との情報共有と連携
- ・公立病院の健全経営、効率化の検討

(4) 高齢者福祉の充実

①健康づくり・介護予防の推進

- ・健康づくり・生活習慣病予防の推進
- ・介護予防の推進

- ・社会参加と生きがいのづくりの促進
- ② 地域で安心して暮らせる支援体制の整備
 - ・高齢者を地域で支える仕組みづくり
 - ・住環境の整備
 - ・外出支援（移動手段の確保）
 - ・生活支援サービスの充実
 - ・高齢者の権利擁護
 - ・家族介護者への支援
- ③ 地域包括ケアシステムの充実・深化
 - ・地域包括支援センターの機能充実
 - ・在宅医療・介護連携の推進
- ④ 認知症施策の推進
 - ・認知症の正しい知識・理解の普及啓発
 - ・認知症の早期発見・早期対応に向けた取組の推進
 - ・認知症高齢者の支援体制づくり
- ⑤ 介護保険サービス提供体制の充実
 - ・介護ニーズの的確な把握と介護サービスの充実
 - ・介護給付費の適正化
 - ・介護人材の確保・育成
 - ・低所得者に対する支援
 - ・災害・感染症対策支援の推進

（５）障がい者（児）福祉の充実

- ①自分らしい生活を送るための支援体制づくり
 - ・情報提供と相談体制の充実
 - ・就労及び経済的自立の支援
 - ・文化芸術活動・スポーツ活動などの振興
- ②障がい児教育の支援
 - ・安心して住み続けるための生活環境づくり
 - ・生活支援の充実
 - ・安心・安全な生活環境の整備
 - ・保健・医療の充実
- ③障がいへの理解を深め、ともに暮らす地域づくり
 - ・相互理解の促進
 - ・差別の解消と権利擁護の推進・虐待の防止

（６）地域福祉の充実

①地域福祉の体制の強化

- ・人材育成と福祉教育の充実
- ・町民同士が助け合う地域ケア体制の強化

②地域福祉活動の充実

- ・ボランティア活動等への支援
- ・多様な主体によるボランティア活動の受け皿体制の構築

基本目標 3 安心して快適に暮らせるまち



1 基本的方向

(1) 消防防災・防犯対策の充実

多種多様な災害や有事の際において町民の生命と財産を守るため、平時からの消防防災・防犯体制の強化と避難所等の防災施設の整備充実が必要であり、これらを推し進めるとともに、や各種資機材の備蓄とともに、情報伝達手段の強化や町民の防災防犯意識の向上を図り、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

さらに、有事の際の迅速な復旧活動に資するよう、民間事業者等との災害協定の締結を進めます。なお、避難所については、整備予定の新庁舎にその機能を持たせるとともに、避難経路の確保、防災ハザードマップの適時更新と周知を図っていきます。

(2) 上下水道事業の推進

上水道については、「安全・安心でおいしい水」を安定的に供給するため、施設の維持管理や計画的整備を実施し、健康で快適な生活環境を確保するとともに、健全な財政運営に努めます。下水道については、処理施設の長寿命化と雨水事業の推進を図るとともに、下水道 供用区域内での水洗化の促進及び合併処理浄化槽設置整備の普及により、生活環境の改善と公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全を図ります。なお、下水道事業は令和 6 年 4 月 1 日から公営企業会計※方式に移行しており、経営の健全化を図りながら事業の執行に取り組みます。

(3) 総合的な交通体系の整備

国道 347 号及び 457 号などの国県道や幹線町道などの道路網の改良・整備を促進します。また、町内の交流施設などを結ぶ道路や生活関連道路については、維持管理を基軸としながら、必要な箇所についての整備・改良を進めます。

さらに、冬期における道路通行機能の確保を図るため、除雪・防雪・消雪対策を進めます。

公共交通については、「地域公共交通計画」を策定し、民営事業者などと連携を図りながら、町民のニーズに合った公共交通網を整備していきます。

(4) 交通安全対策の充実

交通安全や飲酒運転根絶に関する意識の高揚及び啓発を推進するとともに、交通安

全施設及び道路環境の改善や整備などを図りながら、交通安全対策を推進します。

また、交通安全講習機会の拡充と、警察や交通安全組織の連携強化を図ります。

（５）治山・治水対策の推進

町民への危険箇所の周知や意識付けの効果もある災害危険箇所の点検を含めた治山・治水事業を県等と協働で実施するとともに、ハザードマップを適時更新し、ソフト・ハード両面での土砂災害への備えを強化します。

（６）快適な住宅環境の維持

既存の住宅地は、耐震改修促進計画や国土利用計画、加美町協働の景観まちづくりプラン等に基づき、道路・公園・下水道等の都市基盤施設の改善や建築物の耐震性能や耐火性能の強化、避難経路の確保等を適正に進め、災害に強く安心して暮らせる生活環境の形成を図ります。また、田園地帯に分布する農村集落等は、虫食いの開発を抑制するなど土地利用の適切な規制・誘導を図るとともに、町中心部や各施設への交通ネットワーク機能の向上により、田園と共生するゆとりある集落に住み続けられる居住環境を維持していきます。公営住宅については、本格的な人口・世帯減少社会を迎えるにあたり、現在管理している町営住宅等の適正な規模と集約を進めながら、整備を推進していきます。なお、公営住宅長寿命化計画については、今後の社会情勢や事業の進捗等に応じ、適宜見直しを行います。また、加美町の魅力に惹かれて移住を望む方や、コロナ禍を経た地方回帰やテレワーク※推進の動き、鳴瀬川ダム整備事業等に伴う新たな定住人口の受け皿として、町外に積極的に情報を発信するとともに、公的賃貸住宅等整備を含めた空き家の利活用、U J I ターンの促進、安価で良質、安全・安心な住宅地の供給、住宅取得等への助成などを行います。

（７）公園・緑地の機能向上

鳴瀬川中新田緑地は、水辺とその周辺における緑地を活かした潤いのあるレクリエーション機能の維持と充実を図ります。また、その他の公園緑地を含め、町民と協働した適切な管理やこどもの心身の発達を促す設備等の更新を含めた長寿命化の推進により、運動・交流・レクリエーション空間及び防災・避難空間としての機能の維持と充実を図ります。

2 具体的施策と重要業績評価指標（K P I）のイメージ

（１）消防防災・防犯対策の充実

①危機管理体制の整備促進

- ・地域防災計画等の推進

- ・ 災害情報伝達手段の整備、拡充
- ・ 災害時等の事業者や自治体等との相互支援の推進

②消防防災施設及び体制の充実

- ・ 消防水利の整備・充実
- ・ 消防ポンプ積載車等の定期更新
- ・ 消防団通信設備の機能維持
- ・ 消防団、女性防火クラブ等の組織機能の強化
- ・ 行政区ごとの自主防災組織への支援

③防犯対策の充実

- ・ 防犯組織の機能強化
- ・ 防犯灯整備・更新等の推進
- ・ 地域ぐるみでの防犯対策の推進
- ・ こどもたちの安全対策の充実
- ・ 町民の防犯意識の啓発

(2) 上下水道事業の推進

①上水道整備事業の推進

- ・ 上水道施設の維持管理、安定供給の確保

②下水道整備事業の推進

- ・ 公共下水道事業及び施設の長寿命化の推進
- ・ 雨水対策事業の推進
- ・ 合併処理浄化槽設置整備事業の推進

(3) 総合的な交通体系の整備

①道路網の改良・整備

- ・ 国県道の改良・整備の促進
- ・ 幹線町道の改良・整備の推進

②生活関連道路網の維持管理及び整備

- ・ 生活関連道路の整備の推進
- ・ 道路機能の適正な維持、修繕による維持管理の推進

③冬期の安全な交通の確保

- ・ 防雪柵等の設置
- ・ 除雪車等の更新・拡充の促進

④道路ストック長寿命化の促進

- ・ 道路ストックの総点検

- ・ 橋梁長寿命化修繕計画の実施

⑤公共交通の確保

- ・ 利便性の高い住民バス等の運行
- ・ 地域公共交通計画の策定と推進

(4) 交通安全対策の充実

①交通安全施設の整備促進

- ・ 交通安全施設の計画的な整備の促進
- ・ 道路環境に応じた安全な交通空間づくりの推進

②交通安全運動の充実

- ・ 地域、学校、職場等における交通安全講習会等の実施による交通ルールの遵守促進や交通マナーの向上
- ・ 交通安全組織の連携強化の促進
- ・ 死亡事故ゼロ運動の推進

③安全な通学路や歩行空間の確保

- ・ 通学路の安全点検及び対策の充実
- ・ 安全な歩行空間の確保

(5) 治山・治水対策の推進

①治山事業の推進

- ・ 県等と協働した地すべり対策事業の推進
- ・ 国・県その他関係機関と連携した治山対策・災害危険地区等の調査、及び予測に基づく計画と対策の推進

②治水事業の推進

- ・ 河川整備・改修事業の促進
- ・ 鳴瀬川ダムの整備工事の促進

(6) 快適な住宅地の維持

①快適な住環境整備の推進

- ・ 住宅地や農村集落等の特性を踏まえた住環境の維持・向上
- ・ 防災に配慮した道路、公園等の基盤施設の改善・整備
- ・ 景観に配慮したまちなみ環境への誘導
- ・ 住宅の安全対策の推進
- ・ リフォームや耐震診断等に関する各種助成等の情報の提供
- ・ 空き家対策及び空き家バンクによる利活用の推進

②公営住宅の整備

- ・加美町公営住宅長寿命化計画の運用と定期的な更新
- ・公営住宅の維持管理及び需要等に応じた整備
- ・入居基準の見直し検討

③移住・定住者のための住宅支援

- ・需要等を見据えた新たな住宅団地の整備や分譲の分譲
- ・移住・定住対策の推進
- ・子育て世帯等の移住・定住促進

（７）公園・緑地の機能向上

①公園が持つ各種機能の推進

- ・各種公園のストック活用と長寿命化の推進、必要に応じた整備
- ・行政と地域住民との協働による適正な維持管理の推進

②緑地の維持管理の推進

- ・緑地や街路樹等の維持管理

基本目標 4 魅力と稼ぐ力を持つまち



1 基本的方向

(1) 地場産業の振興

伝統技術の伝承と同時に、新たな消費者ニーズへの対応に努めるとともに、販売戦略の確立と販売量の拡大を図ります。また、伝統工芸品についても、良き伝統と技術を守りながら、付加価値の高い工芸品の開発・育成を図ります。

加えて、地場製品の品質向上やブランド化による競争力の強化や、ふるさと納税返礼品への展開等を図ります。

(2) 農林水産業の振興

持続可能な農業経営と農村集落の維持のため、農業法人や認定農業者※を含めた担い手の育成や経営支援、農産物の安定生産、複合経営の推進を図ります。

また、国のみどりの食料システム戦略※を踏まえ、有機農業に地域ぐるみで取り組む産地として「オーガニックビレッジ※宣言」を行い、有機農産物の生産拡大などを推進します。

さらに、新たな振興作物としてさつまいもの生産、農産物の輸出拡大、畑わさびの実証実験の継続、山菜の里づくりや「あゆの里」の再生等による産業振興を図ります。

加えて、地域農業のあり方を示した「加美町地域計画」等に基づき、農地を次世代に引き継いでいくための施策を、農業者とともに推進します。また、各種基盤整備や生産支援施策の促進、スマート農業※等の新しい技術の導入促進や情報提供を図ります。

有害鳥獣対策は、地域ぐるみの被害防止活動を支援していきます。

林業に関しては、森林環境譲与税及び森林経営管理制度※の適切な運用により、承諾を得た私有林を含めた林地の適切な管理を推進し、安定的な林業経営の基盤を構築していきます。また、木材の地産地消やPRに資するため、加美町産の木材を新庁舎等へ活用するなどして、消費や市場の拡大を図ります。

（３）商業の振興

「加美町中小企業及び小規模企業の振興に関する基本的な計画」を策定し、商工会や金融機関と連携しながら、中小企業・小規模事業者の事業継続支援と商店街のにぎわいづくりや、後継者の育成、商店街の空き店舗対策などの支援を継続していきます。特に商店街活性化対策と空き店舗の有効活用については、過去の取組の反省点などを検証しつつ、各種対策を継続検討していきます。

また、3 軒の酒蔵などが立ち並び「ぼのぼの※」のモニュメントが点在する中新田商店街の観光地化に向けた組織の立ち上げを検討していきます。

さらに、消費生活の継続的な学習と実践活動を通して、家庭や地域内での生活の向上を推進する「加美町暮らしの研究会」事業や、適切な消費生活相談体制を維持するとともに、トラブルを未然に防ぐ啓発活動に努め、消費者の安全・安心を図っていきます。

（４）工業の振興

宮城県が掲げる自動車関連産業、高度電子機械産業、食品・木材関連産業、半導体産業の企業誘致はもとより、地元企業とのビジネスマッチング※による新事業の創出や、町内企業の育成支援、地元新卒者の積極的な採用による若年層の雇用拡大と定住促進を図ることにより、本町における工業の振興、新産業創出に努めます。

また、宮城県や近隣自治体等の工業・産業の動向や社会情勢を適切に見極め、本町の産業振興に資するよう、需要の受け入れ態勢の整備などを柔軟に行っていきます。

（５）観光の振興

加美町の魅力である「自然環境」「食」「アクティビティー」「伝統文化」を最大限活用し、加美ファン・リピーターを増やすことで、地域の経済振興につなげます。同時に、町民が改めて自分たちが住んでいる地域に関心を持ち、その魅力や価値を再評価し、これまで以上に地元へ愛着を持ち、誇りを持つことに繋がるような観光振興を図ります。

そのため、観光客の増加だけでなく、プロモーションや受入体制をソフト・ハード両面で強化し、観光関連団体との連携や民間の旅行会社等の協力も得ながら、町民参加での地域づくりも意識した施策を展開し、迎える町民と観光客が一体となった地域力の高い加美町を目指します。

（６）雇用の創出

加美町での就業を望む方が就職できる環境づくりを整えるため、企業の誘致、企業情報の提供や雇用情報提供の充実など、多面的な雇用機会の創出に努め、地域雇用の支援を進めます。

特に、若者の地域内定住促進のため、町内企業の地元新卒者の積極的な採用を促進し、若年層の雇用拡大と定住促進を図ります。

また、デジタル人材※の育成、テレワーク環境整備・サテライトオフィス※整備・ワーケーション※環境整備等に対する支援を行い、様々な働き方を選択できる仕組みづくりを後押しします。加えて、各業種・企業における外国人労働者の受け入れ体制整備の促進も図ります。

さらに、高齢者の就労支援や起業家支援などを進め、新たな雇用の創出に努めるとともに、企業などにおける障がい者の雇用の促進を推進します。

（６）農村体験を通じた交流の推進

都市と農村の交流の継続と深化を図るため、農業や観光施策等との連携のもと、体験農業やグリーン・ツーリズムなどの受け入れ体制の充実、強化を継続して支援します。

交流活動の拠点である産直施設については、交流の継続や観光資源との連携を図り、農村地域の活性化を図ります。

また、地域の特性を活かした一体感を感じられるイベントを創設するなど、積極的な交流を推進し、誘客・リピーターの増加を図ります。

２ 具体的施策と重要業績評価指標（ＫＰＩ）のイメージ

（１）地場産業の振興

①加美ブランドづくりの支援と推進

- ・横断的研究組織の設立による地域集約型の産業の振興
- ・地元企業、地場産業を活用した加美ブランドづくりの推進
- ・農商工連携と６次産業化の推進

②食の交流事業の推進

- ・食文化の伝承と交流の場の提供や開催支援

③地場産業振興の推進

- ・生産者の交流の場づくりへの支援
- ・加美町特産品の表示システム（認証制度外）の推進
- ・地域特産品の販路拡大（通信販売含む）への支援
- ・地域特産品の生産、開発、実践組織の育成支援

- ・ 地場産品のふるさと納税返礼品への活用
- ④地域産業支援施設の整備、運営
 - ・ 地場産品等の加工・展示・販売施設の整備、運営
- ⑤地産地消の促進
 - ・ 町内飲食店や学校給食での地場産食材を活用した「食」の提供
- ⑥農林産物の放射性物質対策
 - ・ 農林産物の放射性物質検査の支援

(2) 農林水産業の振興

- ①農林水産業の振興体制の充実
 - ・ 地域農業の組織体制づくりの支援
 - ・ 農業後継者支援と新規就農者支援
 - ・ 担い手や組織の育成・支援
 - ・ 環境保全型農業の推進
 - ・ 有害鳥獣対策
 - ・ 特例作物※を主体とした作付の推進
 - ・ スマート農業等の新しい技術の導入促進や情報提供
 - ・ 地域計画の随時更新と実施による農地や担い手の確保
- ②各種情報提供の充実
 - ・ 市況・流通情報、病虫害情報、気象情報、新品種・新技術など、農林漁業に関する情報の提供
- ③農業基盤整備事業の推進
 - ・ ほ場、ため池、かんがい排水、農道整備など農業生産基盤、環境基盤整備の推進
 - ・ 農地流動化・集約化の支援
 - ・ 耕畜連携の体制整備の推進
- ④畜産業の振興
 - ・ 飼料生産基盤及び畜舎等の畜産基盤整備事業の推進
 - ・ 優良品種の導入等、家畜改良事業の支援
- ⑤園芸特産地支援事業の推進
 - ・ 安全安心な作物の生産・販売の促進
 - ・ 園芸振興施設整備と価格安定対策の推進
- ⑥「山菜の里」づくりの推進
 - ・ 山菜、椎茸などの育成と活用
 - ・ 山菜等の生産の推進

⑦林業の振興

- ・造林や除間伐等、適切な保育管理
- ・林道等の基盤整備
- ・立木の計画的な伐採の推進
- ・森林が有する多面的な機能の維持
- ・公益的機能別施業森林の整備推進
- ・関係機関と連携した森林施業共同化の指導体制の強化等
- ・林業従事者の養成及び確保の推進
- ・公共施設への木材の積極的な利活用

⑧「あゆの里」づくりの支援

- ・アユ、ヤマメ、イワナなどの養殖やサケやアユのふ化・放流など水産資源の保護の支援
- ・アユなどが自然産卵できる生息環境の整備

(3) 商工業の振興

①商業活性化構想の推進

- ・中小企業・小規模企業振興基本計画の推進

②商店街にぎわいづくりの支援

- ・消費者を対象としたサービスの強化
- ・中新田商店街の観光地化の推進

③商工業活動組織の育成と支援

- ・まちづくり運営組織の立ち上げ、育成
- ・商工団体が行う取組に対する支援
- ・産学官等による共同研究組織への支援
- ・地域の資源及びビジネスアイデア等の活用による新商品の開発等を行う企業の育成・支援

④官民連携の商店街活性化整備事業の推進

- ・商店街の環境整備と各種振興策の実施
- ・空き店舗対策の充実

⑤買い物サービスシステムの構築

- ・商店街のイベントや商品情報の公開、インターネット上での購入システム化の促進
- ・共同宅配事業への支援
- ・パッケージの工夫等による加美町独自の個性づくりの促進

⑥地域企業産廃リサイクルシステムの支援

- ・地域内の企業の産業廃棄物のリサイクルシステムの支援、減量化に向けた連携支援

⑦消費生活に関する相談・支援の充実

- ・安全で安心な消費生活の推進
- ・消費生活に関する相談体制及び啓発活動の充実

(4) 工業の振興

①工業の振興

- ・共同化・新技術（D X）導入による生産の効率化・省力化の推進
- ・資金融資制度及び奨励金等の充実
- ・他産業と連携した物産展、見本市等のイベント参画による販路拡大の推進
- ・産学共同研究における新商品開発の体制支援
- ・新たな工業団地の確保検討
- ・自動車関連産業・高度電子機械産業・食品・木材関連産業・半導体産業に関連する企業誘致の促進
- ・企業誘致の促進
- ・産業間・異業種間・多世代間の交流支援による地域内産業の地産地消、経済循環の促進
- ・県内外企業とのビジネスマッチングを通じた新事業の創出や業務拡大支援

(5) 観光の振興

①豊かな自然景観を活用した町内周遊の促進

- ・「ストーリー」や「景観」を組み合わせた企画造成
- ・鳴瀬川ダムを活用した観光振興策の実施

②特色を活かした「食」のブランディング

- ・加美町の良質な水を活かした食材や商品の普及向上
- ・観光客向け料理・食品の企画や普及活動

③多様な「アクティビティ」の活用

- ・アウトドア拠点の活用やアウトドアイベントの強化
- ・雪を活用した取組や合宿の誘致

④「伝統文化」による誘客促進

- ・伝統文化・産業を活用した誘客促進
- ・伝統文化・産業の担い手の育成と確保

⑤外国人観光客に選ばれる観光地づくり

- ・多言語化による環境整備、広域観光の推進

⑥プロモーション手法の最適化

- ・観光情報のデジタル化や案内表示の充実、インバウンド※対応を含めた戦略的広報活動の推進

⑦受入体制や施設の整備と役割の明確化

- ・観光ガイドの育成、観光関連団体への支援
- ・ニーズに対応した観光施設の充実、町内観光施設等の連携強化

(6) 雇用の確保と創出

①積極的な企業誘致活動の推進

- ・成長型産業の積極的誘致
- ・地場産業と誘致企業への雇用奨励制度の充実
- ・新たな工業団地の確保による地元雇用への展開

②雇用情報の提供

- ・無料職業紹介所の運営やハローワークとの連携による労働市場や雇用に関する情報提供

③起業の支援

- ・町内企業者やベンチャー企業への支援
- ・創業支援等計画に基づく起業支援体制の確立

④就労支援の充実

- ・高齢者のもつ知恵、技の積極的活用ができる雇用情報の提供
- ・高齢者雇用の促進
- ・シルバー人材センターの支援

⑤就労支援の推進

- ・技能技術の習得支援
- ・若者等の就業支援
- ・地域産業やデジタル活用を担う人材育成の促進
- ・テレワーク環境整備等への支援
- ・高齢者のもつ知恵、技の積極的活用ができる雇用情報の提供
- ・高齢者雇用の促進
- ・障がいを持つ方の雇用の促進

(7) 農村体験を通じた交流の推進

①産業交流活動拠点の設置

- ・都市農山村交流受入の支援
- ・産直施設等活動拠点施設の設備の充実と維持管理

②交流、体験、滞在施設整備と運営

- ・滞在型宿泊施設の整備充実
- ・水辺を活かした交流体験等施設及び事業の充実

③グリーン・ツーリズムの推進

- ・多様な観光資源と連携した受け入れ組織・体制の支援

④交流イベントの創設

- ・地域特性を活かした町全体の一体感を高める交流イベントの創設

基本目標 5 本当の学びを得られるまち



1 基本的方向

(1) 学校教育（「12年間の連続した学びの加美町モデル」）の推進

心身ともに健康で、知・徳・体の調和のとれた幼児・児童・生徒の育成を目指し、生涯学習の基礎を培い、生きる力の育成に努めます。

また、幼児期を生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期＝「学ぶ土台づくり」として捉え、家庭や認定こども園・保育園・幼稚園などのいずれにおいても充実した幼児教育が行われ、小学校へ入学するまでに、こどもたちが豊かな心情や学ぼうとする意欲、健全な生活を送る態度などを身に付けることを目指します。

その重点施策として、「学ぶ土台づくり」の推進、「確かな学力」、「豊かな心」、「健康な体」の育成、「魅力ある学校づくり」の推進を図ります。

さらに、発達段階に応じて、身につけさせたい「見えない学力」（非認知能力）の明確化と共有化を図りながらその醸成に努めるとともに、学校の魅力向上・活性化を通じて、児童・生徒の「主体的・対話的で深い学び」の実現に努めます。また、県立中新田高校や宮城県などと連携し、12年間で培ってきた資質をもとに、加美町での特色ある学びや活動への協力体制を継続していきます。

地域の文化や豊かな自然を誇りに思い、小さな頃から体感し、自らの知恵と希望により、創意工夫しながら学べる教育環境の整備・充実や、教育機会の提供に努めます。さらに安全で伸び伸びと心身の成長を育むことができる環境作りを進めるとともに、生きる力の基礎的な資質、能力を育成できるよう幼児教育の充実に努めます。

(2) 生涯学習の推進

町民が、豊かな人間性を開花させるために、「いつでも」、「どこでも」、「だれでも」自由な意志に基づいて楽しく学べる機会と場を提供し、生きがいを持って生活することができ、また、学んだ成果が適切に発揮され、それらをもとに、町民相互の交流と連携を密にしながら、活力ある地域社会を形成していくことを目指し、生涯学習を推進していきます。

(3) 家庭教育の充実

生涯学習の基盤となる「家庭教育」のあり方について、社会教育の観点から各

家庭への教育力向上のため、家庭教育に関する学習機会の充実を図るとともに、その活動に携わる人材の育成に努めます。さらに家庭、地域、学校、行政がそれぞれ役割を認識し、連携しながら、こどもの成長を社会全体で支えていく仕組みづくりを進めていきます。

（４）青少年の健全育成

図書館を中心に学校や児童館、ボランティア団体等と連携しながら、こどもが読書に親しむ環境づくりに努めます。

また、次代を担う青少年を健全に育成するため、多様な体験活動の機会の提供を図ります。さらに、学校、家庭、地域が一体となって取り組める体制づくりや、地域におけるボランティア人材の協力のもと、青少年健全育成とグループ活動の奨励や支援に努めます。

（５）社会教育の充実

町民が自ら取り組み、学び続ける学習機会を提供するなど、社会教育の充実に努めます。また、人と人との交流や地域資源を生かした交流活動に努めます。なお、３地域の基幹公民館機能は維持しつつ、引き続きそれぞれの特色を生かした面と、連携の面との両輪で社会教育活動を支援していきます。

また、図書館（室）それぞれの特色を生かし、周辺施設との連携も視野に入れながら、棲み分けと役割分担による機能の充実と維持を検討していきます。

（６）生涯スポーツの充実

町民自ら健康づくりに取り組み、楽しめるスポーツ・レクリエーション活動の充実を図るため、各スポーツ施設などの利用促進や地域スポーツの振興に努めます。

（７）芸術・文化活動の支援と機会づくり

地域にある文化施設を核として、優れた芸術・文化に接する機会づくりに努めるとともに、町民が行う自主的な芸術・文化活動の支援を推進します。

（８）文化財・伝統文化の保護・継承

地域にある貴重な文化財や伝統文化を住民共有の財産として適切に保護・継承していくとともに、これらを積極的に活用するため、公開の場の整備や伝統芸能などにかかわる活動機会の提供を行い、町民の文化財愛護意識の高揚を図ります。

2 具体的施策と重要業績評価指標（K P I）のイメージ

（１）学校教育（「１２年間の連続した学びの加美町モデル」）の推進

①「学ぶ土台づくり」の推進

- ・ 幼児期における「学ぶ土台づくり」の啓発・推進
- ・ 親子の愛着形成の推進
- ・ 創意に満ちた幼児教育（遊び・豊かな体験）の推進
- ・ 家庭や地域社会、関係機関との緊密な連携
- ・ 幼児教育と小学校教育の円滑な接続（遊びから学ぶから授業で学ぶへ）

②「確かな学力」の育成

- ・ 「学ぶ力」の向上を目指した個別最適な学びと協働的な学びの推進
- ・ 基礎的な知識・技能の定着と活用する力を育成する指導の充実
- ・ I C T活用の充実
- ・ 国際理解を育む教育の推進
- ・ 家庭における学びの充実

③「豊かな心」の育成

- ・ 生きる力を育む「志教育」の推進
- ・ 思いやりがあり感性豊かなこどもの育成
- ・ 郷土を愛し、地域社会に貢献する力の育成
- ・ 道徳教育の充実と自己解決力の育成
- ・ 12 年間を見通した非認知能力の醸成

④「健康な体」の育成

- ・ 健康な体づくり・基本的な生活習慣の定着
- ・ 体力・運動能力の向上を図る学校体育の充実
- ・ 食に関する指導の充実
- ・ 心身の健康を育む学校保健の充実
- ・ 学校・家庭・地域等の連携の充実

⑤「魅力ある学校づくり」の推進

- ・ 創意と活力に満ちた学校づくりの推進
- ・ こどもや保護者の思いを反映する学校づくりの推進
- ・ いじめ・不登校の防止と組織的な対応の充実
- ・ 教職員の資質能力の総合的な向上を図る研修の充実
- ・ 働き方改革※推進による、教職員にとって働きがいのある学校の実現

（２）生涯学習の推進

- ① 総合的な生涯学習推進体制の充実
 - ・計画の策定と実行
 - ・町民の自主的な生涯学習を促進するための多様な情報提供
- ②生涯学習施設の充実
 - ・生涯学習施設の管理
 - ・町と地域団体の協働による施設の管理及び事業運営

（３）家庭教育の充実

- ① 家庭教育の推進と充実
 - ・家庭教育の講座や学習機会の場の充実
 - ・家庭教育支援活動を行う団体の支援と人材育成
- ②関係団体との連携と事業推進
 - ・こども会育成会などの団体と連携促進

（４）青少年の健全育成

- ①こどもの読書活動環境の充実
 - ・関係団体と連携したこどもの読書活動の場の提供
- ②少年教育の充実
 - ・体験活動の機会の提供
 - ・家庭・学校・地域の連携による地域学校協働活動の推進
- ③ 青少年育成組織の充実
 - ・青少年育成団体の活動支援と人材育成

（５）社会教育の充実

- ①公民館や地域づくりセンター等における主体的学習への支援
 - ・講座や教室の充実
- ②図書館における主体的学習への支援
 - ・講座やイベントの充実
 - ・障がい者サービスの充実
 - ・他市町村における図書館との相互貸借による利用機能の拡充
- ③社会教育活動支援事業の推進
 - ・社会教育団体やイベント等の支援
- ④青年の交流促進
 - ・青年の交流促進の場の提供

（６）生涯スポーツの充実

①スポーツ基盤の整備

- ・計画の策定と実行
- ・学校施設の開放
- ・運動やスポーツの指導者養成
- ・働き方改革に伴うスポーツ活動体制の整備
- ・体力・運動能力調査の実施

②スポーツ・レクリエーション活動支援事業の推進

- ・多様なスポーツイベントの提供
- ・ニュースポーツ※・ファミリースポーツの普及・啓発

③スポーツニーズへの幅広いプログラム提供

- ・世代別の運動やスポーツ活動の推進
- ・障がい者スポーツの推進
- ・各種団体の運動やスポーツ活動の支援

④スポーツ団体組織の育成と充実

- ・各種スポーツ団体への支援

（７）芸術・文化活動の支援と創造

①芸術・文化鑑賞機会の充実

- ・芸術・文化に接する機会と発表の場の拡充

②芸術・文化活動支援事業の推進

- ・芸術・文化活動を行う団体の支援

（８）文化財・伝統文化の保護・継承

①埋蔵文化財の保存と調査

- ・地域の豊富な埋蔵文化財の保護

②伝統文化の後継者育成と活動の支援

- ・伝統文化の保護継承のための後継者の育成及び学校・地域と連携した人材育成

③その他の地域文化財の保護と活用

- ・豊かな地域文化財の保護と活用
- ・文化財の公開と場の充実
- ・文化財保護活動への支援

④既存文化財関係施設の統廃合を含めた新博物館の検討

- ・地域の歴史民俗資料の保存・展示や学習の場の整備

基本目標 6 協働と自立ができるまち



1 基本的方向

(1) 協働のまちづくりの推進

町民や各種団体によるまちづくり活動に対して、情報提供やネットワークづくり、研修機会の提供などを行うとともに、町民提案型まちづくり※の促進など、町民の自主的・主体的な活動に対する支援の充実を図ります。

また、地域運営組織においては、コミュニティビジネスの創出により、地域の人材や企業等による共創を推進し、地域における新たな価値の創造、活性化を促進します。

町民自らの発想と手による諸活動を行政が適切に支援することで、加美町の協働のまちづくりの推進を図ります。

(2) 国内外の交流の推進

地域間の交流を推進し、加美町の魅力を周知することで、関係人口と交流人口の拡大と地域の活性化を図るため、継続性のある交流イベントなどを展開していきます。

また、県や関係機関等と連携して、グローバル化※する社会変化に対応できる多様な価値観や発想力を持つ人づくりと、地域の魅力の再認識や、地域に対する誇りや愛着心の醸成を目指していきます。

(3) 男女共同参画の推進

男女共同参画の理念は、あらゆる施策に反映されるため、行政内部の認識の共有を図るとともに、講座やセミナー、相談事業などの充実及び関係団体や人的交流の促進による男女共同参画推進を図ります。

また、家庭・学校・職場・地域における男女平等の意識啓発を行うとともに、防災・防犯、政策や方針決定の場への女性の参画の促進、家事や介護への男性の参画、男性の育児休暇の取得の向上、育児休暇からの社会復帰後も自分らしくいられる社会づくりなど、多角的な視点での施策を推進します。

また、ドメスティック・バイオレンス（DV）や様々なハラスメント行為、個々の性に関する問題（LGBTQ※）などに関する相談体制の強化やセミナー等を通じた啓発を図るなど、多様性を認め、あらゆる人が平等で、生きやすい社会づく

りの構築を目指します。

（５）効率的な行政運営の推進

将来を見据えた質の高い行政サービス構築のため、実効性の高い行財政改革に取り組んでいく明確な方向性を示し、推進していきます。

また、アンケート調査などによる町民ニーズの把握に努めるとともに、政策形成過程におけるパブリックコメント※の実施など、町政に関する各種情報提供による周知を図ります。

加えて、経営資源の再配分の観点から、成果重視の仕事への転換を図り、町民への説明責任を通じた行政経営を行うとともに、働き方改革の推進等により、ワークライフバランス※とキャリア形成※の両面から意欲的に働ける職場環境づくりに取り組みながら、人材育成と職員の資質向上を進めていきます。

さらに、「加美町DX推進計画」に基づき、情報リテラシー※の啓発や財政状況も勘案しながら推進し、行政運営の効率化と町民の利便性の向上を図ります。なお、今後役場本庁舎の整備が控えていることから、庁舎機能の検討においても、同計画の内容を踏まえることで、より有効で適切なデジタル技術を活用したまちづくりの推進を進めていきます。

公共施設については、「加美町公共施設等総合管理計画」に基づき、施設の長寿命化・総量縮減と施設配置の最適化・維持管理コストの削減を図るとともに、インフラについても維持管理コストの削減や安全の確保を基本に、その維持管理や必要に応じた整備を進めていきます。

（６）健全な財政運営の推進

事務事業の優先性や緊急性などに配慮した選択と集約による財源の配分や、施設管理の効率化、公共施設の総合的な維持管理や長寿命化、民間資本や活力の活用・導入等に取り組むとともに、積極的な財政情報の公開を進め、住民の理解に基づく透明で健全な財政運営を推進します。

また、公平かつ適正な課税を進めるとともに、町税の滞納繰越額を圧縮し、税負担の公平性と自主財源を確保するため、町税滞納者の生活実態を把握した納税指導や納税相談、滞納整理による収納強化に努めます。

（７）広域行政の推進

東日本大震災等の災害への対応で実感した自治体間の連携、協力体制をさらに強化し、相互連携と役割分担のもと、お互いの独自性を尊重しながらも、ライフラインの確保や災害時の対応等についての協力体制の構築や各種施策の連携を深め

ることで、魅力あふれる圏域づくりに努めていきます。

生活に必要な機能については、圏域全体で確保し、町民が安全・安心で快適な暮らしが送れることを目指します。また、若者が地域の魅力を実感し、これからもずっと住み続けたいと思える圏域づくりや、関係人口の拡大を進めていきます。

2 具体的施策と重要業績評価指標（KPI）のイメージ

（１）協働のまちづくりの推進

① まちづくり活動への支援

- ・まちづくり活動における組織化と活動支援
- ・町民提案型まちづくり事業の促進
- ・まちづくり活動のリーダー育成・支援
- ・広報紙やホームページ、SNS※等による活動の助成等の提供
- ・まちづくり活動支援拠点、ボランティアやNPO活動の支援体制の整備
- ・各種団体間のネットワークの構築
- ・活動を積極的に進めるための研修活動や人材育成の支援
- ・NPO、ボランティア、民間等のまちづくりサポーターとの連携強化

②地域づくり活動の推進

- ・地域運営組織の設立及び活動支援
- ・研修会や講演会などによる人材育成の支援
- ・地域ごとの実情や課題に即した、自治力の成長に関する各種支援
- ・地域おこし協力隊※や集落支援員制度※等の活用・支援
- ・地域運営組織の活動拠点（地域づくりセンター等）支援
- ・コミュニティビジネスの体制づくり
- ・地域資源の活用等の支援
- ・企業等との協働による共創支援

（２）国内外の交流の推進

①国内外の交流促進

- ・地域間交流の推進
- ・国際交流の推進
- ・友好姉妹都市との交流事業の推進
- ・交流イベントの開催と支援
- ・関係機関と協働した青少年の海外派遣等の実施に向けた検討の推進

②関係機関と協働した交流推進のための団体及び人材育成

- ・国際交流協会等交流団体の活動支援

- ・担い手などの人材育成、支援
- ・海外研修経験者等の交流活動における人材登録の推進
- ・国際化等に対応した派遣等による人材育成の推進
- ・多様な分野における国際協力や人材招致活動の推進

（３）男女共同参画の推進

①男女共同参画の推進

- ・男女共同参画計画の推進
- ・各種審議会や委員会への女性登用の推進
- ・ダイバーシティ（多様性）※の推進による生きやすい社会の環境整備
- ・防災・防犯における女性参加の推進

②男女共同参画社会の仕組みの強化

- ・男女共同参画の推進体制の充実
- ・男女平等意識の啓発
- ・人権の尊重と相互理解の促進
- ・加美町こども子育て会議等の検討を通じた子育て環境の整備

（４）効率的な行政運営の推進

①行政改革の推進

- ・行政改革に係る指針の策定
- ・職員の人材育成と機能的な組織の形成
- ・窓口業務の円滑化と町民利便性の向上
- ・事業、施策等の進行管理の徹底
- ・政策形成過程におけるパブリックコメントの実施
- ・情報開示請求への対応
- ・町政の情報開示の強化

②町民サービスの向上

- ・行政手続オンライン化の推進
- ・マイナンバーカード※の普及促進及び利用拡大
- ・書かない窓口※の運用拡大

③業務の効率化・最適化

- ・基幹系情報システムの標準化・共通化に向けたシステム移行
- ・A I ※・R P A ※を用いた職員業務量の削減
- ・多様な勤務体系への対応
- ・B P R ※による業務最適化

- ・庁内ペーパーレス化※の推進

④新たな社会基盤への対応

- ・地域課題解決に向けたデジタル実装
- ・地域のデジタルデバイド※解消に向けた取組
- ・デジタル原則※に基づく条例等の規制の点検・見直し
- ・オープンデータ※活用の推進

③庁舎等公共施設の整備・再編

- ・公共施設等総合管理計画の運用
- ・新庁舎の整備と支所機能等の維持・再編
- ・公共施設の統廃合及び再編
- ・遊休地（町有地）の利活用の推進

（５）健全な財政運営の推進

①中長期財計画の推進

- ・効率的な財政計画の推進

②費用対効果を見極めた民間活力の導入

- ・指定管理者制度の導入推進
- ・ＰＰＰ／ＰＦＩ制度等の導入の検討

③財政基盤の強化

- ・補助金・起債・基金等を活用した適正な財源の確保
- ・経費の節減
- ・ふるさと納税の税収増に向けた取組の推進

（６）広域行政の推進

①広域行政の推進

- ・大崎地域広域行政事務組合における広域行政の推進
- ・国、県事業の積極的な活用

②定住自立圏構想の推進

- ・職員研修体制の確立
- ・圏域内の相互連携・交流や適正な機能分担

第5章 事業の推進体制・評価検証方法

加美町版総合戦略の各施策は、「第三次加美町総合計画」の実施計画により財政状況等を踏まえながら、毎年度、事業の見直しを行っていきます。

また、総合戦略審議会における議論のほか既存の町民連携組織を活用しながら、加美町版総合戦略の推進を図り、その検証に当たっては、PDCAサイクルにおけるC（check）を単なる「評価・検証」に終わらせず、深く考察し、反省し、学び（S：study）、共有することで、次のActionn（改善）に繋がっていくという趣旨からPDCAサイクルを採用します。

重要業績評価指標					
基本目標	重要業績評価指標（KPI）	現況値	目標値	SDGs（持続可能な開発目標）との関連	
1 自然豊かで持続可能なまち	01 株式会社かみでん里山公社の契約電力	5,723kW (2026.3)	6,500kW	7.7	再生可能エネルギーの割合を増やす
	02 世界農業遺産認証制度による認証団体数	—	1 団体	2.4 8.9 15.1	持続可能な食料生産システムを確保し、強靱な農業を実践する 持続可能な観光業を促進する 陸域・内陸淡水生態系及びそのサービスの保全・回復・持続可能な利用を確保する
	03 生活系ごみの年間排出量	4,772t (2026.3)	3,800t	11.6 12.5	大気やごみ処理などに配慮し、環境に与える影響を減らす ごみの発生する量を大きく減らす
	04 婚活支援事業成婚件数（累計）	41 組	50 組		
2 誰もがずっと健やかに暮らせるまち	05 待機児童数	0 人 (2015.4)	0 人	8.8	労働者の権利を保護し、安全・安心に働けるようにする
	06 子育て支援拠点事業利用児童の割合	74.0% (2025.04)	80%	4.2	乳幼児の発達・ケアと就学前教育にアクセスできるようにする
	07 特定健診受診率	41.9% (2025 年度)	60%	3.8	UHC を達成する（全ての人が保健医療サービスを利用できるようにする）
	08 朝食をバランスよく食べるこどもの割合	22.3% (2025 年度)	30%	2.1	飢餓を撲滅し、安全で栄養のある食料を得られるようにする
	09 悩みやストレスを感じた時誰かに相談したいと思う人の割合	53.4% (2025 年度)	60%	3.4	非感染性疾患による若年死亡率を減少させ、精神保健・福祉を促進する
	10 高齢者団体数	85 団体 (2020.1)	90 団体		
	11 健康デジタルポイントのアプリ普及率				
3 安心して快適に暮らせるまち	12 住民バスの利用率（利用者数／人口）	156% (2026.3)	208%	11.2	交通の安全性改善により持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する
	13 移住窓口経由の移住者数（累計）	74 人	125 人	11.3	参加型・包摂的・持続可能な人間居住計画・管理能力を強化する
	14 住宅取得補助金を活用した移住者数（累計）	312 人	150 人	11.3	参加型・包摂的・持続可能な人間居住計画・管理能力を強化する
	15 住宅取得補助金を活用した定住者数（累計）	391 人	500 人	11.3	参加型・包摂的・持続可能な人間居住計画・管理能力を強化する
	16 関係人口数（累計）	687 人 (2025)	800 人	11.a	都市部、都市周辺部、農村部間の良好なつながりを支援する

4 魅力と稼ぐ力を持つまち	17 観光入込客数（宿泊）	18,564 人 (2026.1)	20,000 人	8.9	持続可能な観光産業を促進する
	18 観光入込客数（日帰り）	1,198,052 人 (2026.1)	1,300,000 人	8.9	持続可能な観光産業を促進する
	19 空き店舗への出店件数	－	3 件	8.3	開発重視型の政策を促進し、中小零細企業の設立や成長を奨励する
	20 起業・法人化件数（累計）	－	2 件	8.3	開発重視型の政策を促進し、中小零細企業の設立や成長を奨励する
	21 農業法人の設立	20 団体 (2020.1)	23 団体	2.4	持続可能な食料生産システムを確保し、強靱な農業を実践する
	22 世界農業遺産ブランド認証数	14 種類 (2025)	18 種類	2.4	持続可能な食料生産システムを確保し、強靱な農業を実践する
5 本当の学びを得られるまち	23 読み聞かせと親子の触れ合い（お話し会参加者数）	919 人 (2026.3)	1,300 人	4.2	乳幼児の発達・ケアと就学前教育にアクセスできるようにする
	24 町民ボランティア数	183 人 (2026.3)	300 人	17.17	効率的な公的・官民・市民社会のパートナーシップを推進する
	25 文化会館入込客数	20,069 人 (2026.3)	25,000 人		
	26 学校支援活動助成の件数	34 件 (2025)	30 件	17.17	効率的な公的・官民・市民社会のパートナーシップを推進する
6 協働と自立ができるまち	27 地域運営組織形成数	2 組織 (2026.3)	5 組織	17.17	効率的な公的・官民・市民社会のパートナーシップを推進する
	28 コミュニティビジネス創出件数（累計）	－	2 件	17.17	効率的な公的・官民・市民社会のパートナーシップを推進する
	29 多機能型活動拠点の整備（累計）	－	1 件	17.17	効率的な公的・官民・市民社会のパートナーシップを推進する
	30 公共施設の民間管理導入件数（累計）	－	5 件	17.16	持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する
	31 異文化交流事業参加外国人数	9 人 (2026.3)	20 人	10.2	すべての人が能力を強化し、社会・経済・政治への関わりを促進する
	32 ふるさと納税額	409,198 千円 (2026.3)	50,000 千円		
	33 企業版ふるさと納税額	22,900 千円 (2026.3)	25,000 千円		

※現況値：下段（）内時点における値。ただし、（累計）は2020（令和2）年度から2025（令和7）年度の累計

※目標値：2031（令和13）年度の目標値。ただし、（累計）は2027（令和9）年度から2031（令和13）年度の累計。